事 務 連 絡 令和2年4月6日

各 {都 道 府 県 保健所設置市 特 別 区 衛生主管部(局) 御中

> 厚生労働省新型コロナウイルス感染症 対策推進本部

都道府県から市町村に対する新型コロナウイルス感染症に関する情報共有について

新型コロナウイルス感染症対策に関する都道府県と市町村の間の情報共有については、「都道府県から市町村に対する新型コロナウイルス感染症に関する情報の提供について」(令和2年4月2日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室・総務省地域力創造グループ地域情報政策室事務連絡)により、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)第6条第1項に規定する「政府行動計画」(平成29年9月12日変更)や「基本的対処方針」(令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)等を踏まえ、新型コロナイルス感染症対策においては地域における関係自治体間の連携が重要となることから、地域の感染者等の状況の変化を十分に注視しつつ、都道府県と市町村とで十分に協議の上、市町村における事務の実施に必要な範囲内で都道府県から市町村へ適切に情報提供を行うことについて周知されたところです。

上記の事務連絡等を踏まえた都道府県と市町村の間の情報共有に関しては、例えば、感染症サーベイランスシステム(以下「NESID」という。)のファイル共有システムを活用して行うことが可能ですので、下記を参考として、各都道府県において管内市町村との適切な情報共有に努めていただくようお願いします。

記

1. NESIDを活用した都道府県と市町村の情報共有の方法

NESIDの管内のユーザー管理権限については、各都道府県が保持していることから、都道府県から情報共有先の管内市町村に対して、権限を付与することで、保健所設置市以外の市町村についても、NESIDのファイル共有システムを活用して、管内の市町村と情報共有することが可能であること。

2. 情報の共有範囲の設定

NESIDを活用して情報共有を行う際は、共有部分だけの利用権限を設定できる(以下設定イメージ参照)ため、個人情報を除いた内容(感染者の管轄保健所、性別、年齢等)に限ることが可能であること。(「新型コロナウイルス感染症についての感染症サーベイランスシステムを活用した感染症発生動向の自治体間情報共有の運用について」(令和2年3月27日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)を参考)。

3. その他留意事項

都道府県と市町村の共有に当たっては、(令和2年4月2日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室・総務省地域力創造グループ地域情報政策室事務連絡)に示されているように、個人情報の提供のあり方に関し、都道府県と市町村の間で十分に協議すること等に留意すること。

利用者名 連絡先電話番号 連絡先メールアドレス 所属機関分類名称 厚生労働省 所属機関名称 利用者区分 一般利用者 アクセス権 個人情報 マスタ管理 他保健所データ システム名 不可 共通 感染症発生動向調査 不可 🗸 閲覧不可∨ 閲覧不可 > 不可∨ 不可 🗸 疑い症例調査支援 不可∨ 不可 🗸 病原体検出情報 閲覧不可~ 不可 🗸 各システムへの アクセス権限 不可 🗸 不可 ٧ 感染症流行予測調査 結核登録者情報 不可 🗸 閲覧不可 > 不可∨ 症候群サーベイランス「不可 不可∨ 不可 > 閲覧不可 > 閲覧不可~ 汎用サーベイランス 不可~ 閲覧不可 🗸 ファイル共有システム 参照のみ 可 🗸

(NESID での権限設定イメージ)